

地方公共団体における行政評価等の 取組に関する調査研究報告書

－ 測定のための指標を中心として －

【概要】

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第20条において、「政府は、政策効果の把握の手法その他政策評価等の方法に関する調査、研究及び開発を推進する」とされている。また、「政策評価の実施に関するガイドライン」の「7 政策評価の基盤整備」において、総務省が行う活動として、「調査研究等の実施、成果の提供」が掲げられている。

これらを踏まえ、行政評価局においては、政策評価手法に関する調査委託研究を毎年度行っており、今年度においては、「地方公共団体の行政評価等の取組に関する調査研究－指標の設定状況－」をテーマとして実施した。

平成19年3月
総務省行政評価局
政策評価官室



概 略

背景

国

評価法^(注1)、基本方針^(注2)及びガイドライン^(注3)に基づき、各府省において評価を実施

地方公共団体

それぞれの地域の状況や多様な政策等を踏まえて、各団体が主体的に適切な手法を選択

評価法施行後5年が経過し、政策評価制度は行政過程に定着

地方分権の推進や厳しい財政状況の下、行政改革を一層推進するための手段として行政評価の導入が着実に進ちよく

【導入状況】
都道府県97.9%、政令指定都市100.0%、
中核市86.5%、特例市89.7%^(注4)

- 数値化等による目標の一層の明確化
- 評価結果の政策への反映（政策評価と予算・決算の連携の強化）

- 適切な評価指標の採用や評価対象に見合った評価手法の採用のために、地域性・独自性のある指標の設定や住民意識調査等の創意工夫

- (注1) 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)
 (注2) 政策評価に関する基本方針(平成17年12月16日 閣議決定)
 (注3) 政策評価の実施に関するガイドライン(平成17年12月16日 政策評価各府省連絡会議了承)
 (注4) 総務省自治行政局「地方公共団体の行政評価の取組状況」による。

調査研究の実施

- 調査実施時期 平成18年12月から19年1月
- 調査実施機関等 総務省行政評価局、全管区行政評価局、四国行政評価支局、行政評価事務所(以下「管区局等」という)、監査法人トーマツ
- 調査手法 管区局等による地方公共団体に対するヒアリング調査又は関係資料の収集等、監査法人トーマツによる収集資料の分析、ヒアリング調査

調査研究の枠組み

調査研究項目及び対象とした団体

調査研究項目	対象団体等
1. 地方公共団体における行政評価等の取組の状況	132団体(47都道府県、14政令指定都市、33中核市、38特例市の合計132団体) ※ 平成18年1月1日現在において、行政評価等が「導入済み」又は「試行中」であった団体
2. 地方公共団体における指標等の設定状況	「1」のうち、69団体における指標について分析(注)
3. 特徴的な取組を行っている地方公共団体の取組内容	6団体について把握

分析の観点

10行政分野に区分

産業、健康、福祉、教育・文化、自然環境、都市基盤、安全、生活環境、交流、政策推進

指標設定済のものについて分析

指標が設定されている評価数14,817件に係る24,110指標について、行政分野別にデータベースを作成

1 定量的か定性的か

- ・ 測定のための指標が、数値等で具体化されているか
- ・ ユニークな定量的な指標にはどのようなものがあるか

2 住民に対する意識調査等を実施しているか

- ・ 住民に対する意識調査等の結果を指標として利用しているのは、どのくらいか

(注) 69団体の選定基準は次のとおり。なお、団体名については【資料1】参照

1 対象とした評価手法等

当該団体の政策一般を対象として、実績評価方式の評価手法を用いた行政評価等を実施しているもの

2 対象とした取組の時点

平成17年4月1日から、管区局等が地方公共団体に対して調査を実施した時点(18年12月から19年1月)の間に、評価結果の公表があったもの。複数ある場合は、調査実施時点において、直近のもの

3 評価対象

各団体が評価の対象としているものを、「政策」、「施策」及び「事務事業」に区分を行った上で、以下の考え方により、分析の対象とする取組を選定した。

(1) 「政策」及び「施策」

「政策」及び「施策」を評価対象とする団体については、そのすべてを対象とした。

(2) 「事務事業」

事務事業を対象とした評価対象数は膨大な数に上るため、本調査研究における分析に要する作業量を勘案し、次の2段階により選定した。

ア 当該団体の事務事業のすべてを評価の対象としている団体。ただし、「政策」又は「施策」についても対象としている団体は対象外とした。

イ 事務事業数、地理的要素、分析作業の簡便さを勘案し、分析に適切な団体を選定した。

4 その他

上述のほか、評価結果が一部のみしか公表されていないもの、公表されている評価書等から指標等の収集が困難なもの、評価書等の入手が困難なものについては、本調査研究項目の分析の対象外とした。

調査研究結果① 地方公共団体の取組状況

分析の観点

132団体について、行政評価等の取組を調査

評価の対象を3区分

各団体における行政評価等が対象としている政策を、「政策」、「施策」、「事務事業」に区分

団体の規模を4区分

団体の規模を、「都道府県」、「政令指定都市」、「中核市」、「特例市」に区分

分析の結果

□ 評価対象別にみると次のとおり【資料2：図表1参照】

- ① 「政策」を対象 ……10.6%
- ② 「施策」を “ ” ……52.8%
- ③ 「事務事業」を “ ” ……94.3%

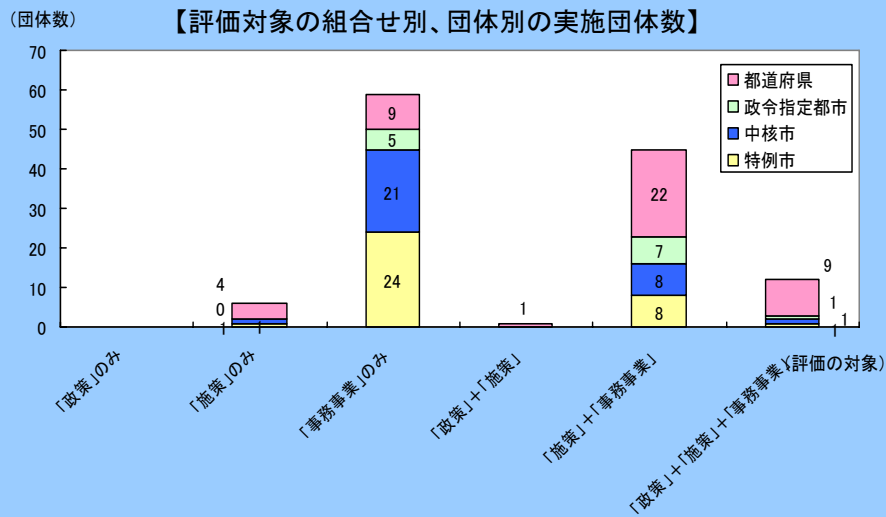
□ 評価対象の組合せパターン別にみると次のとおり

【資料2：図表2、左グラフ参照】

- ① 「事務事業」のみ……48.0%
- ② 「施策」+「事務事業」……36.6%
- ③ 「政策」+「施策」+「事務事業」……9.8%のみ

- ・ 都道府県及び政令指定都市→「事務事業」に加えて「政策」又は「施策」を評価対象としている割合多い
- ・ 中核市及び特例市→「事務事業」のみを評価対象とする割合多い

□ 132団体中24団体について、行政評価等の見直し中又は新規導入検討中等。うち見直し中の11団体については、主な背景として、評価結果が政策形成や予算編成に十分活用されていないから、としている。【資料2：図表2参照】



調査研究結果②－1 地方公共団体における指標の設定状況

－評価の対象別では定量的な指標の設定が多数－

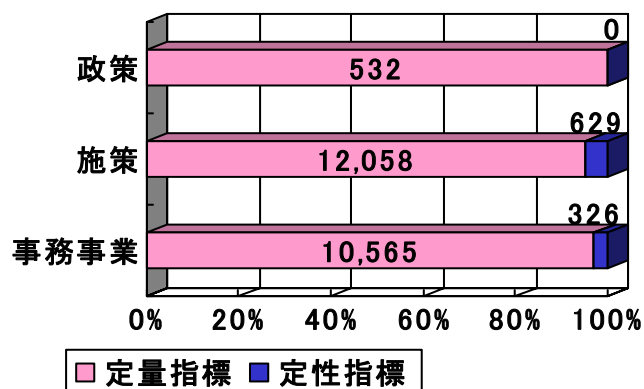
分析の結果

【ポイント】

・「政策」、「施策」、「事務事業」とも、大部分において定量的な指標を設定。全体で96%の指標が定量的
 ・定性指標については、例えば「施策」では、「政策推進」及び「都市基盤」分野において、「事務事業」では、「福祉」及び「自然環境」分野において多く見られる。

評価の対象別

(評価の対象)



主な指標

- 【政策】「交通事故発生件数」、「人口10万人当たり犯罪の発生件数」(安全)
 「県内総生産」、「農地面積」(産業)
- 【施策】「地域子育て支援センター数」、「生きがい活動をしている高齢者数」(福祉)
 「情報公開度ランキング」、「行政訴訟件数」
 (政策推進)
- 【事務事業】「医療相談会参加者数」、「市民健康精密検査受診率」(健康)
 「石綿セメント管敷設率」、「狂犬病注射接種率」
 (生活環境)

※括弧内は行政分野

指標の設定に地域性・独自性が見られる事例

- 秋田県(産業)
 「資源リサイクル関連対象企業の生産額(年間)」
 「アンテナショップにおける県産品の売上高(年間)」
- 三重県(交流)
 「観光商品を企画する旅行会社数」
 「観光地マネージャー数」

調査研究結果②-2 地方公共団体における指標の設定状況 — 指標の測定方法 —

分析の結果

【ポイント】

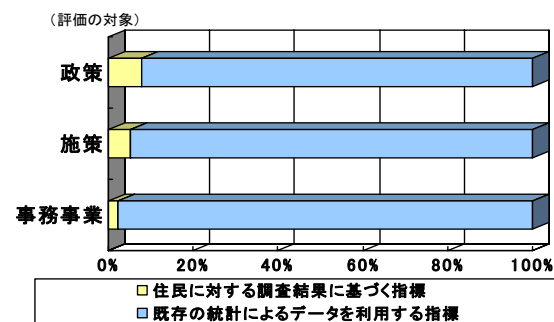
- ・指標に住民意識調査等の結果を用いているものは、政策7.7%、施策5.4%、事務事業2.4%である。
- ・行政分野別にみた場合、指標に住民意識調査等の結果を用いているのが多いのは、「交流」、「教育・文化」である。
- ・住民の満足度と住民の行動パターンの変化に分けた場合、「交流」において行動パターンを問うことが多い。

主な指標

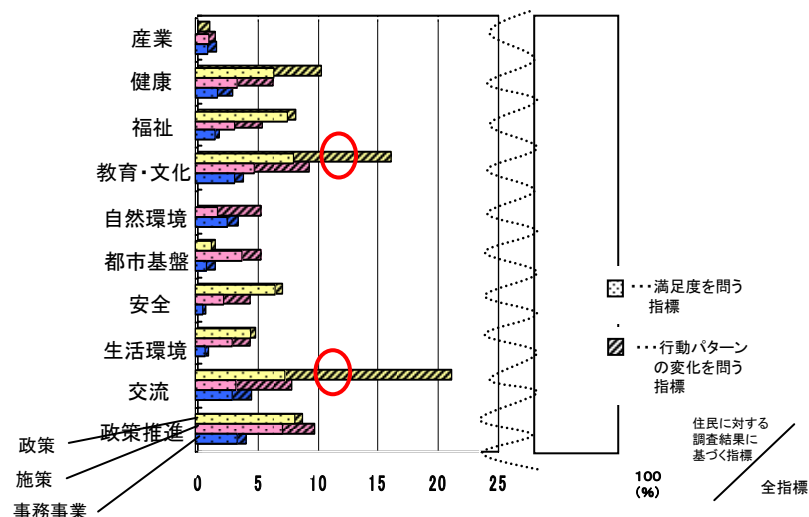
- 住民の満足度を問う指標
 - 【政策】「健康と感じている人の割合」(健康)
 - 【施策】「学校が楽しいと感じる子どもの割合」(教育文化)
 - 【事務事業】「健康づくり事業参加者の満足度」(産業)
- 住民の行動パターンの変化を問う指標
 - 【政策】「週に1時間以上生涯学習に費やす県民の割合」(教育文化)
 - 【施策】「国際交流に参加したことがある人の割合」(交流)
 - 【事務事業】「禁煙実施者の率」(健康)

評価の対象別

【評価対象別、政策効果の把握手法の状況】



【住民意識調査等の結果の活用率(行政分野別、評価対象別)】



調査研究結果③-1 指標の設定に関し特徴的な取組を行っている団体 —福井市、富士市、熊本市—

1 福井市<自治体ベンチマークシステム 比ベジョーズ>

- 福井市は、行政評価の取組を支援する3つのコンピューターシステムを構築。そのうちの一つが「自治体ベンチマークシステム 比ベジョーズ」
- 同システムは、福井市と類似規模を持つ36市の17分野135指標のデータベースとなっており、これら36市は指標値をお互いに比較することが可能

- 他市と比較することで、福井市の現状や課題が明らかになり、数値が低い分野の分析を行うことで改革・改善が図られている。
- 参加自治体により開催される「比ベジョーズ研究会」において、指標の改善方策等について検討が行われている。

2 富士市<事務事業評価と業務改善運動との連動>

- 事務事業評価結果における改善策を、業務改善運動で補完し、実効性を確保
- 具体的には、各課ごとに、業務改善運動の対象とする事務事業を選定。本運動の取組事項は、当該事務事業に係る評価において設定された成果指標の達成を目的としたものとする。(例:個人市民税等賦課事業の成果指標「課税誤謬件数0件」のため、市民からの苦情及び対応を分析)

- 行政経営の戦略化と市役所の業務改善行動を結びつけ、市民サービスの品質向上と市民満足の最大化を目指している

3 熊本市<重点計画に関する市民アンケート調査の毎年度実施>

- 熊本市のまちづくりの指針である重点計画「まちづくり戦略計画」における施策について、成果指標を設定し目標の達成状況を毎年測定
- その際に「市民アンケート調査」を毎年実施

- アンケート回答者に分かりやすい調査票設計
- 熊本市の取組一覧、概算事業費の明示、施策に係る市の基本的考え方の明示等
- その結果、高い回答率(47.3%)を確保している。

調査研究結果③-2 評価結果の活用に関し特徴的な取組を行っている団体 —豊橋市、島根県、備前市—

1 豊橋市

- ・ 予算要求時に、評価結果と予算要求額の関連を示した調書「改善改革調書」を提出
- ・ 政策の推進担当部長を明確化し、予算要求配分枠方式を採用し、経常費予算のほか事業予算についても配分
- ・ 予算と評価における事業単位を一致

- 予算と評価の単位を一致
- 施策の責任者を明確化
- 施策の責任者に一定の予算枠を配分

2 島根県

- 政策体系の整備
総合計画体系と事務事業評価体系の一本化(総合計画における「政策の柱—政策—施策」の体系と、事務事業評価における「基本事務事業—事務事業—活動」の体系を、目的と手段に結びつけ一本化)
- 施策責任者の明確化
施策責任者を明確化させ、施策に係る評価の実施、結果に基づく方向性判断、予算及び人員要求・管理について、一貫した権限を付与
- 予算と評価における事業単位を一致

3 備前市

- ・ 複数の細事業を束ねたものを「事務事業」として、予算と評価における事業単位を一致
- ・ 予算要求配分枠方式を採用。各部に、一般財源の要求限度枠を配分
- ・ 評価結果の予算への反映状況の検証を実施

【資料1】

調査研究項目1・2の対象とした団体及び調査研究項目2の分析対象とした取組

所在 都道府県名	1の対象と した団体名	2の対象とし た団体	各団体が行う取組のうち、調査研究項目 2の分析の対象とした取組		
			政策を対象 とした評価	施策を対象 とした評価	事務事業を 対象とした 評価
北海道	●北海道	○		○	
	◎札幌市	○		○	
	○旭川市	○		○	
宮城県	●宮城県	○	○	○	
	◎仙台市				
青森県	●青森県	○		○	
	△八戸市				
岩手県	●岩手県	○		○	
	△盛岡市	○		○	
秋田県	●秋田県	○	○	○	
	○秋田市	○		○	
山形県	●山形県	○		○	
	△山形市	○			○
福島県	●福島県	○		○	
	○郡山市				
	○いわき市				
埼玉県	●埼玉県	○	○	○	
	◎さいたま市	○			○
	○川越市				
	△川口市				
	△所沢市	○		○	
	△草加市	○		○	
	△越谷市	○		○	
茨城県	●茨城県				
	△水戸市				
栃木県	●栃木県	○		○	
	○宇都宮市	○		○	
群馬県	●群馬県	○			○
	△前橋市				
	△高崎市				
千葉県	●千葉県	○		○	
	◎千葉市	○		○	
東京都	●東京都	○		○	
神奈川県	●神奈川県				
	◎横浜市	○		○	
	◎川崎市	○		○	
	○横須賀市	○	○	○	
	○相模原市				
	△小田原市				
	△茅ヶ崎市				
	△厚木市				
	△大和市				
新潟県	●新潟県				
	○新潟市				
山梨県	●山梨県	○		○	
	△甲府市				
長野県	●長野県				
	○長野市				
	△松本市	○		○	
愛知県	●愛知県	○		○	
	◎名古屋市	○		○	
	○豊橋市	○		○	
	○岡崎市				
	○豊田市				
	△一宮市				
	△春日井市				
富山県	●富山県	○			○
	○富山市				
石川県	●石川県	○		○	
	○金沢市				
岐阜県	●岐阜県				
	○岐阜市	○		○	
静岡県	●静岡県	○		○(注4)	
	◎静岡市				
	○浜松市	○			○
	△沼津市	○	○	○	
	△富士市				
評価の対象別にみた 調査対象団体数(計)		37	5	32	5

所在 都道府県名	1の対象と した団体名	2の対象とし た団体	各団体が行う取組のうち、調査研究項目 2の分析の対象とした取組		
			政策を対象 とした評価	施策を対象 とした評価	事務事業を 対象とした 評価
三重県	●三重県	○	○	○	
	△四日市市	○		○	
大阪府	●大阪府	○		○	
	◎大阪市				
	○堺市				
	○高槻市	○		○	
	○東大阪市				
	△岸和田市				
	△豊中市				
	△吹田市				
	△枚方市	○			○
	△茨木市				
	△八尾市				
	△寝屋川市				
福井県	●福井県	○		○	
	△福井市	○		○	
滋賀県	●滋賀県	○	○	○	
	△大津市				
京都府	●京都府				
	◎京都市	○	○	○	
兵庫県	●兵庫県				
	◎神戸市	○		○	
	○姫路市				
	△尼崎市				
	△明石市				
	△加古川市				
	△宝塚市				
奈良県	●奈良県	○		○	
	○奈良市				
和歌山県	●和歌山県				
	○和歌山市	○			○
広島県	●広島県	○		○	
	◎広島市	○		○	
	○福山市				
	△呉市				
鳥取県	●鳥取県	○		○	
	△鳥取市	○		○	
島根県	●島根県	○		○	
岡山県	●岡山県	○		○	
	○岡山市	○		○	
	○倉敷市	○			○
山口県	●山口県	○		○	
香川県	●香川県	○		○	
	○高松市				
徳島県	●徳島県	○		○	
愛媛県	●愛媛県	○		○	
	○松山市				
高知県	●高知県				
福岡県	●福岡県				
	◎北九州市				
	◎福岡市				
	△久留米市				
佐賀県	●佐賀県	○		○	
長崎県	●長崎県				
	○長崎市				
	△佐世保市	○		○	
熊本県	●熊本県	○	○	○	
	○熊本市	○		○	
大分県	●大分県	○	○	○	
	○大分市				
宮崎県	●宮崎県	○	○	○	
	○宮崎市				
鹿児島県	●鹿児島県	○		○	
	○鹿児島市				
沖縄県	●沖縄県	○		○	
評価の対象別にみた 調査対象団体数(計)		32	6	29	3
評価の対象別にみた 調査対象団体数(合計)		69	11	61	8

(注) 1 管区局等の調査により作成した。
2 「1(1)の対象とした団体名」欄における記号は、以下のとおりである。

- ・・・都道府県
- ◎・・・政令指定都市(人口50万以上)
- ・・・中核市(人口30万以上)
- △・・・特例市(人口20万以上)

3 各団体における取組ごとの調査対象内外とする理由については、資料編「都道府県・政令指定都市・中核市・特例市における行政評価等の取組状況」参照

4 「各団体が行う取組のうち、調査研究項目2の分析対象とした取組」欄については、業務欄卸表等により、評価対象を政策・施策・事務事業に区分していない団体にあつては、便宜的に分析上の分類を示している。

【合計数】

区分	1の対象と した団体数	2の対象とし た団体数	2の対象とした各団体における取組数		
			政策を対象 とした評価	施策を対象 とした評価	事務事業を 対象とした 評価
都道府県	47	36	8	34	2
政令指定都市	14	9	1	8	1
中核市	33	12	1	9	3
特例市	38	12	1	10	2
合計	132	69	11	61	8

【資料2】

〈図表1〉 評価の対象別、団体の区分別の行政評価等実施団体数

(単位：団体)

評価の対象 \ 団体区分	団体区分				合計	
	都道府県	政令指定都市	中核市	特例市		行政評価等 が実施中である 123 団体に占 める割合
政策	10	1	1	1	13	10.6%
施策	36	8	10	10	64	52.8%
事務事業	40	13	30	33	116	94.3%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表の団体数は、一つの団体において評価の対象が複数あるものがあるため、欄「合計」を合計した団体数は、行政評価等を実施中である団体数123団体に一致しない。

〈図表2〉 評価対象の組み合わせ別、団体別の行政評価等の実施団体数

(単位：団体、%)

評価対象 \ 団体区分	都道府県		政令指定都市		中核市		特例市		計	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
政策のみ	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
施策のみ	4	(8.9)	0	(0.0)	1	(3.2)	1	(2.9)	6	(4.9)
事務事業のみ	9	(20.0)	5	(38.5)	21	(67.7)	24	(70.6)	59	(48.0)
政策+施策	1	(2.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.8)
政策+事務事業	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
施策+事務事業	22	(48.9)	7	(53.8)	8	(25.8)	8	(23.5)	45	(36.6)
政策+施策+事務事業	9	(20.0)	1	(7.7)	1	(3.2)	1	(2.9)	12	(9.8)
計	45	(100)	13	(100)	31	(100)	34	(100)	123	(100)

(注) 当省の調査結果による。